

一宮市告示第 595 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、  
公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、一宮市公の施設に係る指定管  
理者の指定手続に関する条例（平成 16 年一宮市条例第 37 号）第 4 条第 2 項の  
規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 12 月 26 日

一宮市長 中野 正康

1 指定管理者の名称

社会福祉法人 一宮市社会福祉事業団

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
一宮市立いづみ作業所	一宮市浅井町西浅井字式軒家 60 番地
一宮市立いづみ第 2 作業所	一宮市浅井町西浅井字川田 60 番地 1
一宮市立いづみフレンズ	一宮市浅井町西浅井字式軒家 50 番地 1
一宮市立いづみ福祉園	一宮市浅井町西浅井字式軒家 47 番地

3 管理を行わせる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで